

第 8 回浦安市障がい者福祉計画策定委員会

< 議事録 >

1. 開催日時 平成 21 年 1 月 26 日 (月) 10 時 00 分 ~ 12 時 20 分

2. 開催場所 浦安市文化会館大会議室

3. 出席者

河野康徳委員長、出羽文明委員、香川千恵美委員、藤崎広和委員、馬場数江委員、成田克信委員、西田良枝委員、加藤今日子委員、川村傳委員、西田俊光委員、竹谷弘美委員、寛尚行委員、米本慎一委員、大塚節子委員、指田裕司委員、小瀧修委員、上林正和委員、渡辺正道委員

4. 進行

開会

議題

- ・ パブリックコメントの報告について
- ・ 障がい者福祉計画 (案) について

5. 委員会経過

事務局： 開会宣言

皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、第 8 回浦安市障がい者福祉計画策定委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会では、昨年 12 月に実施しましたパブリックコメントの報告と、前回の委員会でご指摘のありました障がい者福祉計画について、変更した部分を中心にご説明させていただきます。

それでは、今後の議事につきましては、委員長にお願いしたいと思います。それでは委員長、お願いします。

委員長挨拶： (略)

事務局： それでは、「障がい者福祉計画 (素案) へのパブリックコメント」の資料をご覧ください。パブリックコメントについては、昨年 12 月から今年 1 月に実施しました。この中で出た主なご意見をご説明させていただきます。

まず P1 の 1 番をご覧ください。この内容は、聴覚に障がいのある人から出たご意見で、24 時間の手話通訳者の派遣を希望した内容となっています。

次に 2 番をご覧ください。この内容についても、聴覚に障がいのある人から出たご意見で、現在の日常生活用具 (火災警報器) の給付条件を緩和して欲しいとのご意見です。現在の給付条件としては、身体障害者手帳 1 ~ 2 級所持者の方で重度障がいのある人に限られており、給付金額については 15,500 円までとなっていますが、消防法の改正によって、火災警報器の設置が義務付けられたことから、それに伴い、制度の見直しを行って欲しいとのご意見です。

次に P2 の 4 番をご覧ください。この内容は、市内で働くヘルパーさんからのご意見ですが、市内を運行するバスがすべてノンステップバスではないのと、ノンステップバスが来る時間が分からないので、時刻の表示を行って欲しいとのご意見です。このことに関連して、都市政策課に確認したところ、東京ベイシティ交通（株）では、路線バスの低床化率は 84% であり、今後はすべての路線バスを対象に低床化を進める考えにあるとのことでした。また時刻表への表示につきましては、時刻表にノンステップ表示を行い定期的に運行するためには、ノンステップ車両の保有台数で対応することは困難であると聞いています。市では、路線バス利用者の利便性を向上するため、バス事業者に対して、低床バス車両購入費を補助するなど、路線バスの低床化を支援しているところです。

次に 5 番目について、東野プールに、総合運動公園にあるような家族更衣室を作りたいとのご意見です。障がい児の男の子と女性ヘルパーと一緒に東野プールに行った時、大変困ったので、環境の整備を図って欲しいとの内容です。このことについては、市民スポーツ課が主に担当になりますが、確認をした上で回答させていただきます。

次に 6 番目をご覧ください。児童育成クラブの障がい児の受け入れと、専門知識のある方からの支援を希望する内容となっています。この内容につきましては、計画書（素案）の P84 に盛り込んでいます。

次に P3 の 7 番をご覧ください。第 2 編の障害福祉計画の数値目標についてのご意見です。数値目標については、昨年の委員会より議論してきた内容であり、特に行動援護や精神障がいのある人へのサービス提供事業者が少ない現状があり、地域自立支援協議会において、引き続き、協議を進めていく必要があると考えています。

次に 8 番目をご覧ください。特別支援学級と日中一時支援事業についてのご意見ですが、これらのものを設置していくと、障がいのある人を分離してしまうのではないかとのご意見です。日中一時支援事業については、障害者自立支援法第 77 条に規定する地域生活支援事業に基づき、国は地域生活支援事業のその他の事業として位置づけています。この事業については、福祉関係団体ヒアリングや市の窓口、市民向けアンケート調査等で、市内での事業実施についてのご意見がでてきているところです。これらのご意見を踏まえて、現在、日中一時支援事業の設置に向けて準備を進め、設置基準についても検討を行っているところです。

次に 9 番目をご覧ください。障害者自立支援法の施行に合わせて、市の自己負担軽減措置を実施していますが、この措置は平成 20 年度で終了することから、平成 21 年度からの実施内容などについて書き加えて欲しいとのご意見です。市としては、自己負担軽減措置について、継続の方向で考えているため、計画書の中に盛り込みました。後ほど議題の中で、ご説明させていただきます。

次に P4 の 10 番目をご覧ください。第 2 編の障害福祉計画の第 5 章の部分で、「見込み量に沿ったサービスが確保できるよう事業者と連携を図りながら」を「事業者の立ち上げや育成も視野に入れ、事業者との連携を図りながら」に変更して欲しいとのご意見です。

次に 11 番目をご覧ください。居住の場の整備について、現状だとグループホーム等の入居者のみにしか家賃助成はなく、一般の賃貸住宅を借りた際の費用補助についても検討して欲しいとの意見があります。また浦安市では住生活基本計画を策定しているところですが、その中に地域優良賃貸住宅の制度導入についての内容が書いてあったが、このことに

については、障がい者も関連している為、障がい福祉計画でも明文化して欲しいとのご意見がありました。

次に 12 番目をご覧ください。身体障がい者福祉センターについてですが、現在、言語聴覚士が配置されていないので、配置して欲しいとのご意見です。言語聴覚士については、今年度より配置されており、失語などに対する機能訓練を行っているところです。

次に 14 番目をご覧ください。障がい者福祉センターの新体系移行について、速やかに移行して欲しいとのご意見です。このことについて、国の基本的な考えは、平成 23 年度中に新体系へ移行するとしており、現在、障がい者福祉センターでは、障害程度区分の認定作業、利用者のニーズ把握、条例変更などの手続きを進め、平成 23 年 4 月から新体系へ移行する予定です。よって具体的な年月については、計画書の中に盛り込みました。

次に 15 番目をご覧ください。行政およびそれに準じた公共機関からの障がい者雇用推進施設（就労移行、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、地域活動支援センターなど）に対し、随意契約での発注の拡大を明文化して欲しいとのご意見です。この内容については、前回の委員会でも出た内容になりますが、実際に、社会保障審議会の障害者部会においても、工賃引き上げを図るためには、事業者自らの取り組みを推進するとともに、適正な条件を考慮しつつ障がいのある人の就労機会を拡充するため、官公需の優先発注、企業の発注促進などを進めることとし、安定した発注に対応できるよう共同発注の取り組みをより一層進めるべきであると議論されています。このようなことを踏まえて、発注の拡大についての内容を計画に盛り込みました。

次に 18 番目以降については、言葉の訂正や追加になりますので、議題 2 でご説明させていただきます。

委員長： ただ今の説明に対し、何かご意見やご質問等はありませんでしょうか。

委員長： 特にご意見等がないようですので、次の議題に進めさせていただきます。議題 2 障がい者福祉計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、浦安市障がい者福祉計画（素案）の P4 をご覧ください。第 1 章 計画の概要の 1. 計画策定の背景と趣旨の中で、この委員会の委員から、市が今まで取り組んできた内容を盛り込んだ方が良いというご意見をいただきましたので、太字で下線の部分を追加してあります。内容は、「障害福祉サービスにかかる利用者負担の助成、夜間の緊急時にホームヘルパーを派遣する夜間安心訪問ヘルプサービス随時訪問介護事業の実施、障害者自立支援法で原則的には認められていない病院内の介助を行う通院ヘルプサービスの事業の実施などを行った」内容を追加しました。

次にお手元の資料 P9 をご覧ください。この計画の対象者についてですが、前回の計画書（素案）の中では、「発達障がいのある人とその子どもを含めた、障がいのある人すべてとします」と書いていましたが、この書き方だと、発達障がい者と発達障がい児のことなのか、それとも、発達障がい者と発達障がい者の子どものことなのか、一般の人には分かりにくいというご意見がありました。このご意見を踏まえて、「この計画の対象者は、障害者基本法および障害者自立支援法などの以下の関連法を踏まえ、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人および障がいのある子どもを対象とします」に変更しました。

次に P13 をご覧ください。基本理念 1 の部分の「障がいのあるなしにかかわらず誰もが

一人の市民として積極的に地域と交わりながら心豊かに自分らしく暮らす姿を求めます」に変更しました。また「地域の中で安心して暮らすことができる地域社会をめざす」から「地域の中で権利を侵害されることなく安心して暮らすことができる地域社会をめざす」に変更しました。さらに「障がいのある人への理解を深めていきます」を「障がいのある人への合理的配慮の必要性についての理解を深めていきます」に変更しました。

次に P14 をご覧下さい。学びの機会については、本人とその家族が選択できることが重要であることから、その言葉も追加しました。

次に P17 をご覧下さい。人的資源の確保と資質の向上について、市民と行政の専門技術者の確保と育成が重要であることから、その内容を盛り込みました。

次に P19 をご覧下さい。第2章計画の基本的考え方の(1)理解と交流の促進について、「市民が障がいや障がいのある人についての正しい知識を得て、誰もが個人として尊重され、かけがえのない存在としての生存と自由を確保し、誰もが幸福に生きるために欠かすことのできない権利を有しているという理解を深められるようにしなければならない」に変更しました。この内容は、憲法11条の基本的人権の尊重の部分になります。

次に P22 をご覧下さい。(5)雇用・就労支援の推進について、「経済的自立」から「経済的安定」に言葉を変更しました。これはパブリックコメントでご指摘のあった内容を盛り込んだもので、以前まで使用していた「経済的自立」という言葉は曖昧であるというご意見でありました。その下の下線の「自分らしい」、「障がいの程度にかかわらず」もパブリックコメントでの意見を踏まえた上で変更しました。

P24 をご覧下さい。(7)自立と社会参加の促進について、下線部分の「意欲」と、「市民が一体となって障がいのある人への合理的配慮を理解し」を追加しました。これもパブリックコメントで頂いたご意見を踏まえて追加したものです。障害者権利条約の中での合理的配慮については、第2条で「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的人権を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義しています。

委員長： ただ今の事務局の説明に関しまして、何かご質問やご意見などはありますか。特に何も無いようでしたら、私から何点が委員の皆様にご質問させていただきたいと思います。計画書の P13 の「自分らしく」と「自立」、P22 の「自己実現」などの言葉について、委員の皆様はどのような意味を考えていらっしゃるのでしょうか。まず自立とは、他者の支えに気付くことによって、それまで見えていなかった自分が見えてくるようになることであると思います。ですから、自分とか自己というものは、他者の支えに気付くまでは自分にも分からない。他者との関係によって存在するのが自分なので、そうでない自分や自己があるとすれば、それはいったいなんだろうと思う。私自身はバカな人間なので、何が自分らしいのか、自己実現といわれても何を実現したらよいか分からない。

委員： 私も「自分らしく」とか「自立」とかの言葉は曖昧であると考えており、周囲の支えなくして自立はないと思っています。

委員： このテーマは大変なテーマであると思います。現在、私は高齢者虐待の防止について携わっていますが、虐待には経済的虐待や身体的虐待などがあります。人は相互依存関係の中で存在することもあります。どちらかと言えば、自立は障がい者の持っているパワー

を生かすエンパワーメントが重要であるように感じます。

委員長： 虐待などから立ち上がるにはエンパワメントが大事ということは分かりますし、人には個性とか資質とかもあるでしょうが、他者を理解するというのは、他者を支える人が支え支えている人から支えられるという相互依存の関係であると思います。そのような相互依存関係を視野に入れられない自立はありえないのではないのでしょうか。これは人間のあり方の本質であり、掘り下げて考えないと、自立や自己実現といってもどういう意味があるのか分からないと思います。

委員： この計画書は関係者のみならず、一般市民も読んで欲しいものであると思っています。私は、県の障害福祉計画にも携わっていますが、一般の方が計画書を読まれた時、自立とか自分らしくという意味を考えてもらうためには良いと思います。例えば計画書の中に書く時、障がい者の自立はこのように思っているなどの注釈をつけて書くのも良いと思います。憲法で「生まれながらにして自由かつ平等であり、人間らしく生きる権利を有する」と定められています。しかしながら実情は、経済的安定が保ててなかったり、一人暮らしをしたくてもアパートの家賃が支払うことが出来なかったり、食べたい物が食べられなかったりということがあります。計画書の中に自立とか自分らしくとかを書くことによって、一般の市民の方に考えていただけるきっかけとなるとと思います。

委員長： パブリックコメントでの意見は、そのような意味をこめたものであると思います。自立とか自分らしいとかの言葉を使うことによって、一般の市民が考えるきっかけづくりになれば良いと思います。

またその他の意見として、P19の中段に「ともに活動する共通体験を通して」の「通して」と、その1段下の「これらを通じて」の「通じて」が統一されていません。市の計画書の全般を見ると、「通じて」を使われる場合が多いと思います。

次にP20の「障害者自立支援法のねらい」の中に「サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実」と書かれています。現在、国においては、障害者自立支援法改正の準備が進められており、その中の一つとして、利用者の定率負担については、廃止の方向にあるようです。我々の計画は来年度からの計画であるので、法改正の方向を見据えたものでなくてはなりません。

次にP21の「リハビリテーション」の用語の使われ方ですが、この計画書では医療のリハビリテーションのみのことが書かれています。リハビリテーションには、社会的リハビリテーション、教育に関するリハビリテーション、就労に関するリハビリテーションなどがあり、これらのことについては、全く触れられていません。表記の方法の検討をしてもらいたいと思います。

それでは、特にご意見等がなければ、第4章施策の展開（基本計画）以降の説明をお願いします。

事務局： お手元の資料P69をご覧ください。第4章施策の展開（基本計画）の1．理解と交流の促進の部分ですが、障がいのある人をはじめ、広く市民各層に障がいや障がい福祉に関する情報の提供を的確に伝えるには、地域自立支援協議会の積極的な利用が必要です。これもパブリックコメントからの意見を踏まえて盛り込んだもので、現在、地域自立支援協議会では、就労支援プロジェクト、事業者支援制度プロジェクト、啓発広報プロジェクトの

三つの部会を設置し、障がい福祉に関する情報提供の充実を図る必要性があります。

次に P74 をご覧下さい。(3) 交流機会の拡充の中で、「障がいのある人もない人も、あらゆる市民が交流し、互いに尊重しあい、共に生きる地域づくりをめざします」に変更しました。

次に P76 をご覧下さい。2. 福祉・生活支援の充実の(1) 相談支援体制の充実の中で、相談支援事業の部分は、市役所のほかに委託相談支援事業者も大変重要な部分を担うことから、委託相談支援事業者の言葉を追加しました。このことについては、パブリックコメントでいただいた意見でもあります。また「地域生活」と「相談支援事業」の言葉も新たに追加しています。

次に P78 をご覧下さい。ここでもパブリックコメントでご指摘のあった部分をもとに言葉を追加しています。障がいのある方やその家族からの多様な相談内容に応えていくためには、保健・医療・福祉などの専門分野の連携が必要であることから、「連携を図る」という言葉を追加しました。

次に P79 をご覧下さい。地域自立支援協議会の推進の中で、「地域生活支援及び社会資源開発」の言葉も追加しました。これもパブリックコメントでのご意見を受けて、追加したものです。

次に P85 をご覧下さい。日中一時支援・放課後支援事業の推進について、日中一時支援事業は、障害者自立支援法第77条に規定する地域生活支援事業に基づいて、国は地域生活支援事業実施要綱を定めました。その中に市町村が実施する地域生活支援事業のその他の事業として、日中一時支援事業があります。この事業は、障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的(レスパイト)とした事業になります。この事業を実施できる事業者は市内に無く、福祉関係団体ヒアリングや障がい福祉課の窓口、アンケート調査等から、市内での事業実施についての意見がでていところですが、これらの状況を踏まえて、事業実施に向けて検討を進めているところですが、この事業を市内で実施することによって、社会資源を増やし、障がいのある人やその家族の選択の幅を広げることが可能になることから、「選択の幅を広げ、地域生活」という言葉を追加しました。

次に 利用者負担軽減措置の内容について、この軽減措置については、浦安市の単独事業として、障害者自立支援法が本施行された平成18年10月から実施しているところです。この軽減措置は、市民税非課税世帯でサービスを利用する本人の収入が80万円以下の方(低所得1)と、それ以外の市民税非課税世帯の方(低所得2)について、利用者の負担を0円としています。また市民税課税世帯については、月額負担上限額を国基準の37,200円から18,600円に引き下げています。期間については、平成21年3月までの時限措置であることから、浦安市では国の動向をみながら、引き続き、実施する方向で考えています。よって、その言葉を追加しました。

次に P99 をご覧下さい。特別支援教育の充実について、「本人及び保護者の希望を尊重した上で」と「通常学級及び特別支援学級」、「身体・知的・重複障がい」の言葉をそれぞれ追加しました。これは、この委員会の委員の方から出た意見をもとに追加しました。

次に P101 をご覧下さい。(3) 就学・進路指導の充実について、「教育的ニーズに

応えられるように」を追加しました。これも同じく、委員の方から出た意見です。

次に P106 をご覧下さい。 障がい者福祉センターの充実等について、「平成23年4月に」を追加しました。これは、パブリックコメントにおいて、ご指摘のあった部分になります。パブリックコメントでは、速やかに移行することを明文化すべきであるとの内容でありましたので、具体的に移行する目標年月を書きました。障がい者福祉センターの新体系移行については、現在、条例の改正や、センター利用者のニーズ把握、利用者の区分認定調査の実施などを行い、準備を進めているところです。

次に P107 をご覧下さい。 就労支援体制の充実について、前回の委員会において、就労支援を行っている事業者は、仕事の確保が大変である為、行政側が積極的に仕事を出し、購買することを進めて欲しいとのご意見がありました。このご意見を踏まえて、「一般就労や福祉的就労等の支援を行っている事業者が、障がいのある人の仕事を確保できるよう、側面的支援を行います」と事業を追加しました。

次に P113 をご覧下さい。(3)住宅環境の整備の 住宅関係制度の充実について、「民間の賃貸住宅に居住している世帯がその住宅について、取り壊しなどの理由によって立ち退きを求められた場合に、市内の他の民間賃貸住宅に転居した場合に要する経費を助成します」と事業を追加しました。これは障がい福祉課で実施している住み替え家賃等の助成制度になります。

次に 住宅セーフティネットの整備について、「賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等に係る支援や、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援する委託相談支援事業者との連携を強化します」と事業を追加しました。これは現在行っている相談支援事業の中の、住宅入居等支援事業の部分になります。

次に「民間活力を活用した優良な賃貸住宅の供給や、高齢者や障がい者世帯などを対象とした公的賃貸住宅の供給について検討していきます」と事業を追加しました。これは、現在策定中の、浦安市住生活基本計画の中の住宅課が実施する予定の事業になります。パブリックコメントでもこのことについてのご意見があったことから事業を追加したものです。

次に「民間賃貸住宅の市場において、高齢者や障がい者世帯と賃貸人の双方の不安を解消するための仕組みを構築します」と事業を追加しました。これも現在策定中の浦安市住生活基本計画との整合性をとったもので、同じく住宅課が実施予定の、「あんしん賃貸支援事業」になります。

次に P114 をご覧下さい。 グループホーム等の開設支援等について、グループホームの設置者に対しては、運営費等の補助を今年度から実施する予定となっているため、「検討します」を「実施します」に言葉を変更しました。

次に千葉県障害者グループホーム運営費等補助金交付要綱に基づき、体験的にグループホームを使用した場合の補助及び重度・重複障がいのある人を支援した際の補助について、来年度から実施する方向で準備を進めています。よって「施設や病院などに入所又は入院し地域での生活を希望する障がいのある人や、家庭等の事情により一時的に居室が必要な障がいのある人に対して、運営事業者が居室を提供した場合に要する人件費や運営費の補助等の具体的な支援策について検討します」と、「地域での生活を希望する重度・重複障

がいのある人に対して、運営事業者が居室を提供し、日常生活における支援を行った場合に要する人件費や運営費の補助等の具体的な支援策について検討します」を事業に追加しました。

次に 既存住宅の改善の促進について、「分譲マンションの共有部分のバリアフリー化改修工事に対して、改修費の一部を補助します」を事業に追加しました。これも住宅課で今後実施予定の事業であり、補助金額などにつきましては検討中です。

次に P116 をご覧下さい。防災機器の充実等について、「火災警報器等の日常生活用具の給付事業について、生活の安全を確保するために、障がいのある人のニーズを踏まえながら検討を行います」を事業に追加しました。このことについて、消防法が改正され、平成18年6月から寝室や寝室のある階から下への階に通じる階段などに、火災警報器の設置が義務付けられました。パブリックコメントや福祉関係団体ヒアリングにおいて、火災警報器の給付基準の緩和と給付額の引き上げなどのご意見があり、これらのご意見を踏まえて、今後、給付基準についての検討を進めていくために、新しい事業として追加させていただきます。

委員長： ただ今の事務局の説明に対し、何かご意見やご質問はございますか。

委員： 私のところでは、正月にヘルパーが来ないということがありました。訪問介護事業者に相談したところ、ヘルパーの派遣ができないと断られてしまいました。私達当事者は、その時、パニックになりましたが、その後、なんとか他の事業者が見つかったため、ほっとしました。このように派遣がだめになった時、利用者はどうすればよいのでしょうか。このことは事業者だけの責任ではなく、最終的には行政側の責任になるのではないのでしょうか。更なる最終的な受け皿の検討が必要であると思います。更なるセーフティネットについて、行政側はどのようにお考えでしょうか。

委員長： かつては「措置」によって、行政が主導で最終的な責任をもって実施するのが通常の方法でしたが、近年では「契約」の方法が中心となり、利用者とサービス提供者側の契約に基づいてサービスが提供されることになりました。特に介護事業の分野では、契約に基づきサービスが実施され、以前のようにすべてが行政側の責任であるというものでは無くなりつつある状況にあるといえます。

事務局： 市としてのセーフティネットとしては、夜間や緊急時の対応としては、市が単独で実施している夜間安心訪問介護サービス事業を実施することによって対応しているところです。

委員： 障がい者福祉計画（素案）へのパブリックコメントの資料の24番目に、地元におけるいつでも状態変化に対応できるセーフティネット機能を持つ医療機関の体制整備について、書かれていましたが、そのことについては、何の説明がないように思います。そのことについては、どのように考えていらっしゃるのか。このことについては、非常に重要な問題であるので、ぜひ計画書に入れて欲しいと思います。次に P74 の「インクルージョン」や P85 の「レスパイト」などの言葉は一般化されていないため、市民が見ると分かりにくいと思います。分かりやすい言葉で書いた方が良くと思います。最後に P85 の 居住の場の整備の中で使用されている「側面的支援」という言葉が非常に曖昧であり、分かりにくいいため、具体的に書いた方が良くと思います。

委員長： 分かりにくい言葉等には注釈を入れ、また、「側面的支援」については、表現を工夫するというところでよろしいでしょうか。国の審議会答申にも注釈を入れる例があります。

委員：最初の医療機関の体制整備については、どのようにお考えでしょうか。

事務局：セーフティネット機能を持つ医療機関の体制整備については、医療圏域などの問題もあり、市だけでは解決できない部分でもあります。よって、今後は、このようなご意見があるということ、県に働きかけていく必要があると思っております。

委員：聴覚障がい者については、コミュニケーション支援の問題が大きいと思います。例えば、夜間、緊急時に自宅から病院へ運ばれたが、その後は治療がなかったため、そのまま返されてしまいました。しかしその人はコミュニケーションをとることができないため、タクシーで帰ることもできず、途方に暮れたということもありました。

委員：P85の「日中一時支援・放課後支援事業の推進について、児童育成クラブのガイドラインを作ろうとしている」と聞いています。これらの内容を含めて書いた方が良いと思います。次にP106の「障がい者福祉センターの充実等について、以前から言っていることですが、新体系へ移行した場合、運営面の問題と、現在、利用している人が利用できなくなるのではないかなど」のことが考えられますが、その点についてお聞きしたいと思います。

事務局：児童育成クラブのガイドラインの件についてはお調べして、次回の委員会でお示しいと思います。

障がい者福祉センターについては、指定管理の制度がありますので、当然、新たな指定管理になった時には、移行の内容を踏まえて、新たに公募の手続きを行い、その中で運営費を積算しますので、事業費に問題がないような対応を考えています。

委員：相談支援事業については、訪問介護事業とコミュニケーション支援事業とは別の事業であります。先ほどご指摘がありましたがご理解ください。それに関連して、来年度からサービス利用計画費を対象とする人が増えますが、浦安市は相談支援事業の指定を受けていないため、サービス利用計画を作成できないと思います。委託相談支援事業者がサービス利用計画を作成する際の職員配置についての内容も盛り込んだ方が良いと思います。次にP25の施策の体系についてですが、障害者自立支援法での考え方としては、日中活動の場とグループホームや施設などの住まいの場がありますが、住まいの場が6．生活環境の整備の施策に入っています。住まいの場の整備については、2．福祉・生活支援の充実に入れる方が良いと思います。また市としてグループホームとケアホームの中で支援していくのだということを確認して欲しいと思います。また在宅福祉の充実について、最後のセーフティネットはどこが張るのか確認して欲しいと思います。次にP92について、通所のリハだけでなく訪問も実施しているので、書き加えた方が良いと思います。最後に、以前の委員会で再三にわたり民間住宅の家賃助成について発言してきましたが、この内容はなぜいらないのでしょうか。何か理由があるのでしょうか。

事務局：グループホームの家賃助成については、県の交付要綱に基づき実施しております。民間住宅の家賃助成については、現段階では考えてなく、住生活基本計画の中の優良賃貸住宅やネットワークなどを構築することによって、障がいのある方が一般住宅へ入居しやすい環境の整備を図っていきたく考えています。

委員長：私から何点が意見を言わせていただきます。まずP85の「利用者負担軽減措置の中の、定率負担という言葉」を費用負担に変えた方が良いと思います。次にP92の(2)「リハビリテーション事業の充実のリハビリテーションの前に医学的を付けた方が良い」と思います。次にP95の「いのちとこころの支援の中の、(仮称)」の部分、いのちとこころの支援

対策協議会の後に付けた方が良いと思います。次に P99 の 特別支援教育の充実の中の、ノーマライゼーションという言葉について、障害者権利条約の中では、ノーマライゼーションという言葉は一切使用されていません。ノーマライゼーションという言葉は曖昧であり、インクルージョンが適当な言葉であるように思います。最後に P99 の 教職員の資質・力量の向上の中の、学習障がい、注意欠陥/多動性障がいの後に英語で書かれていますが、前の P98 にも英語で書かれています。何度も書く必要はないので、P99 の英語は削除した方が良いと思います。

委員長： それではお時間となりましたが、第2編の部分はいかがでしょうか。

事務局： 今後のスケジュールの関係がありますので、第2編につきましては、ご説明だけさせていただきますまして、ご意見などについては、次回の委員会でお受けしたいと思います。

委員長： それではよろしくをお願いします。

事務局： それでは、本日お配りしました第2編障がい福祉計画の資料をご覧ください。

事前に郵送で配布したものと大きな違いはありませんが、この第2編につきましては、県に照会をかけ、その後、先週末に県から指摘を受けた内容に基づき、何点か修正しました。その内容を含めてご説明させていただきます。

まずはじめに P130 をご覧ください。第2章地域移行等の目標の1. 施設入所者の地域生活への移行の推進についてですが、当初は基準値を平成19年3月として考えていましたが、県の指摘により、第1期障害福祉計画策定時点の平成17年10月1日時点を基準として考えるとのことでした。よって基準値を73人とし、第1期障害福祉計画の数値と同じとしてあります。

次に P131 をご覧ください。2. 入院中の精神障がいのある人における地域生活移行の推進について、以前の計画書での考え方の書き方としては、「県調査の人口割数」でありましたが、このことについても、県から、「平成14年の患者調査により、国から示された千葉県患者推計値 2,700 人を、各市町村別の入院患者数で按分した」というように、具体的に書くよう指摘があったため、表現方法について変更してあります。

次に P132 をご覧ください。3. 福祉就労から一般就労への移行についても、基準値を平成17年度とし、1人とししました。このことについても、県より指摘の受けた事項になります。

次の P133 の4. 就労支援事業の利用者についても、基準を平成17年10月1日現在とし、153人に変更しました。

次に P139 をご覧ください。同じく県より、地域生活支援事業のその他の事業についても、実績値を書いた方が良いという指摘を受けました。このことを踏まえて、訪問入浴サービス事業、更生訓練費給付事業、知的障害者職親委託制度、奉仕員養成研修事業、自動車運転免許取得・改造助成事業の実績値を追加しました。この実績値については、以前の委員会で報告させていただきました内容になります。

次に P143 をご覧ください。(3) 居住系サービスの中の 施設入所支援、旧法施設サービス入所についても、基準となる年月日が変わりましたので、この表のとおり、若干変更になっています。

次に P144 をご覧ください。前回までの計画書は、相談支援事業の内容があまり書かれてなかったと思います。県より、住宅サポート事業や、成年後見制度利用支援事業についても書くよう指摘があったことから、その内容についても追加してあります。

次に P 1 4 5 の図表 15 地域活動支援センター事業の見込数についてですが、前回の委員会で、機能強化事業の内訳を書いた方が良いというご意見をいただきましたので、型から型のそれぞれの箇所数を書き出しました。

次に P 1 4 6 をご覧下さい。図表 17 訪問入浴サービス事業の見込数から図表 21 自動車運転免許取得・改造費用助成事業の見込数までを追加しました。これも県の指摘を受けたものです。

最後に P 1 4 8 をご覧下さい。(2) 地域生活移行促進のための総合的な支援体制づくりの中の、「事業者の立ち上げや育成にも視野に入れ、事業者と連携を図りながら」を追加しました。これはパブリックコメントから頂いたご意見を踏まえて追加したものです。

委員長： それではお時間となりましたので、事務局より連絡事項をお願いします。

事務局： 本日の委員会で出たご意見をまとめ、計画書の最終案を作成し、2月末の委員会でお示ししたいと思います。2月の委員会で本委員会は最終として考えていましたが、本日の委員会ですべて審議できなかった部分もありますので、2月の委員会での審議内容などによっては、3月上旬に予備として1回を考えています。